

平成27年第1回江北町議会（定例会）会議録

招集年月日	平成27年3月10日									
招集場所	江北町議場									
開散会日時及び宣言	開議 散会	平成27年3月12日 午前9時 平成27年3月12日 午前11時53分				議長 武富 久				
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠				
出席 10名	1	田中 宏之	○	6	吉岡 隆幸	○				
欠席 0名	2	大隈 敏弘	○	7	土渕 茂勝	○				
○ 出席	3	井上 敏文	○	8	古賀 戌	○				
× 欠席	4	坂井 正隆	○	9	西原 好文	○				
△ 不応招	5	池田 和幸	○	10	武富 久	○				
会議録署名議員	5番	池田 和幸	6番	吉岡 隆幸	7番	土渕 茂勝				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	田中 源一	○	町民課長	平川 智敏	○				
	副町長	山中 秀夫	○	環境課長	谷口 学	○				
	教育長	赤坂 章	○	産業課長	川久保 義文	○				
	総務企画課長	田中 盛方	○	教育課長	相島 千代治	○				
	建設課長	柴田 敏彦	○	会計室長	溝口 進洋	○				
	福祉課長	北島 博	○	こども応援課長	山下 栄子	○				
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	武富 利夫								
	書記	古賀 ケイ子								
議事日程	別紙のとおり									
会議に付した事件	別紙のとおり									
会議の経過	別紙のとおり									

議事日程表

▽平成27年3月12日

- 日程第1 議案第1号 江北町防災広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の一部変更について
- 日程第10 議案第10号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の一部変更について
- 日程第11 議案第11号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の一部変更について
- 日程第12 議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第13号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第16号 平成27年度江北町一般会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成27年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第20 議案第20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算
日程第21 議案第21号 平成27年度江北町下水道事業特別会計予算
日程第22 議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第6号）
-

午前9時 開議

○武富 久議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年第1回江北町議会定例会会期3日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第22号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案第22号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

（朗読省略）

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

おはようございます。それでは、追加議案の説明をいたしたいと思います。

議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第6号）。

今回の補正額は、平成26年度国の緊急経済対策における地域住民生活等緊急支援のための交付金の内示により、4,746万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を50億2,213万1千円とするものです。

事業内容としましては、国が決定した「まち・ひと・しごと総合戦略」による地方創生事業を先行して行う事業と地域の消費喚起を促す事業であります。

地方創生先行型の事業としましては、1、江北町総合戦略策定事業352万9千円、2、空き家を活用した子育て支援事業254万4千円、3、空き家と仕事を繋ぐ移住・定住支援事業607万円、4、トップセールスによる田舎暮らしイメージアップ事業314万1千円、5、U I J ターン促進支援事業659万2千円、6、地域人材組織育成事業358万6千円、また、地域消費喚起・生活支援型の事業といたしましては、7、かえる商品券発行事業2,200万円となっております。

今回の追加補正予算の財源については、国の補正予算に伴う国庫支出金と特別交付税であります。

なお、追加補正予算の執行につきましては、繰越明許費の設定を行い、平成27年度へ繰り越すこととしております。

以上でございます。

○武富 久議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第16号から議案第21号までは、一般会計並びに特別会計の当初予算であります。

つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第21号までは、予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開 9時10分。

午前9時4分 休憩

午前9時10分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名いたします。

予算特別委員会の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

空
業
I
消
つ
あ
り
予
、
置
例
、

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、以上のとおり10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に互選されましたので、報告いたします。

委員長に古賀成君、副委員長に井上敏文君が互選されました。

では、逐次、議案の審議に入ります。

日程第1 議案第1号

○武富 久議長

日程第1. 議案第1号 江北町防災広場の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

質疑を求めます。5番池田君。

○池田和幸議員

まず、2ページの条例の中について、ちょっとお聞きしたいと思います。まず、この3の施設を置くということで、公衆トイレということで書かれてありますけれども、この公衆トイレの管理について、どういうふうにされるのかをまずお聞きしたいと思います。

2点目に、第5条に、「町長の許可を受けて」と文言がずっと書いてありますけれども、この町長の許可という形に関しては、どういう許可なのか。例えば、学校が使うとか、それからあと地域の方が使うとかですね、そういう形の何か凡例みたいなことがあるのかを伺いたいと思います。

○武富 久議長

田中総務企画課長、答弁を求める。

○総務企画課長（田中盛方）

それでは、池田議員の御質問にお答えをいたします。

第2条第3項にありますが、公衆用トイレの管理ということについてですけれども、今まで防災広場につきましては、倉庫を上小田商店街のほうで利用をさせていたというふうなことで、それに対しまして、電気代等を商店街のほうで払っていただいておりました。そういうことで、以前は商店街のほうで幾らかの管理をし

ていただいた経過もあります。そういうことを踏まえまして、今後、トイレの管理等について、商店街さんの方とお話しできるのか、そのあたり、ちょっとまず、こちらの方で確認を内部の方で整理をいたしまして、もしまして上小田商店街さんの方で何かお願ひできる部分があれば、またお願ひをしていきたいと思っております。

それと、第5条の目的外使用の許可ということにつきましては、基本的には、そこに書いてあります第3条の災害用に供する施設ということで、行政財産でありますので、この目的に基づいて使用するものでありますけれども、例えば、あそこでなりわいとして、そこで何か催しをしたことによって収益を上げるとか、そういう場合を想定して、この目的外使用というのをつくっております。ですから、通常、今、地区の方で遊ばれていると思いますけれども、そういうことについては、この目的外使用ということで想定はしておりません。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私の質問が悪かったのかわかりませんけど、公衆トイレに関してですけれども、これは私が言った管理についての説明というのは、電気代とか、そういうのじゃなくて、実際使う上において、例えば、私も図面をもらいましたんですけども、多目的というか、障害者トイレとか女子トイレ、それから男子トイレと、いろいろ設置されているみたいですけれども、例えば、障害者トイレに関しては、前、ネイブルの多目的トイレに関して、いろいろな事件等がありました。要するに高校生が使ったりとか、そういうことで、ちょっと危険なこともあります。今回の場合は、あそこは誰も管理者がいないわけですね。そういう中で、そういう危険防止というか、青少年に対してもいろいろな管理が必要だと思います。そういう管理という形で聞いたわけですよ。そういうことに対して、誰がどういう形でされるのかなど。もちろん、あそこの区になると、ちょうど浪花と上区と石原と3区が競合しているような地区なんすけれども、その辺のことと、あと、あそこの入るところが、昔は柵をしていました。今は、柵はもう取り壊されて、またこの前の舗装工事をされているので、柵の支柱は少しちたもどおりされているんですけど、あそこを今度、錠前をかけて、もとどおり柵をするのか、その辺もやっぱり管理にかかわってくると思うんですよ。現在、工事車両が入っているせいでオープンにされているわけですね。地区の方が駐車場がわりに使われていた経緯もあるわけですよ。その辺がやはりどういう管理をされるのかということを、ま

ずその辺で答弁をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをいたします。

その管理ということになります。公衆用トイレということで、基本的には広く一般の方が利用できるような状況、状態にしておくのが適當かと思います。ただ、御質問のように、いろいろあそこをそういう以外のことを利用されるということもお聞きをしておりますけれども、それにつきましては、まず、余り規制をかけますと、逆に使いにくくなるということもありますので、基本的には、いつでも誰でも使えるというふうなところで考えております。確かにそこを車でそのトイレを利用する方もいらっしゃると思います。それと、先ほどお話をありました駐車場がわりというかですね、あそこをほかの個人的なことで利用をされている方もいらっしゃいますので、そのあたりにつきましては、昨日、私どもも行って、現地でトイレの利用に関して、車を置くスペースというのも必要だろうと。ただ、広場自体を目的外ということで個人的に使用されるということについては、やはり何らかの制限をかけないといけないということで、正式ではありませんけれども、そういうことで、少し中を自由に使える部分については、制限をしていきたいと思っております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

一つ私が心配しているのは、今度、町営住宅ができます。駐車場が1.5台分しかありません。今、入られる方に聞いても、もう足りないとはつきり言われているわけですよね。だって家庭で3台持つてある方もいらっしゃいます。その方が入られるということで聞いていますので、既に足りないわけですね。そういうことも含めて、あそこに無料駐車場があるなという感覚もなるんじゃないかなと、ちょっと心配をしております。その辺も含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

トイレの件なんんですけど、今現在、佐農の校舎内に防災を兼ねた避難所の位置として、県立高校は今、トイレをずっと改修されているそうです。今、佐農でされているのは、プールのところを改修してトイレをつくられているということなんんですけど、そういった避難所的な役割をするところについてのトイレというの、いろんな規制があるものなのか。先ほど池田議員が図面もいただいているということを聞きましたけど、そういういろいろな規制あたりはあるものなのか。

それと、もう1つ、資料よろしければ私たちにも配付をお願いしたいんですけど。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

規制につきましては、あそこのトイレをつくる際には特別に考慮をしておりません。ただ、そういうことで、障害者用のトイレもつくるということで、広く利用をしていただくようには考えてつくっております。（「資料もらえる」と呼ぶ者あり）あつ、資料。（「後でよかよ」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

ちょっと1点だけお伺いしますけど、先ほど同僚議員が、防災広場を駐車場あたりに利用されている方が多いと言われているんですけど、この第3条に、「防災広場は、災害対策若しくは防災訓練等に使用するものとする。」とありますけれども、こういった立入許可なく、あそこに進入したらいかんとか、そういう立て看板みたいなものはありますかね。そこら辺はどう管理されているんですか。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

大隈議員の御質問にお答えします。

現在、土地開発基金のほうで保有をしておりまして、今後、この条例を制定するに当たり、行政財産となります。この行政財産となった時点で、この防災広場の使用の目的というふうなことに照らし合わせて、それ以外には使えないような何か工夫をしたいと思っております。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

それともう1点、この広場という目的は、防災訓練とかなんとか充てられるんであれば、あそこ、今、訓練とかされておりますかね、そこら辺はどう。状態として、ああいった防災訓練とか緊急避難訓練とか、そういった使用目的で使用されているんですか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

現在、そういう目的で使用しているということについては、ちょっと私は把握をしておりません。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

江北町で消防訓練とか、皆さんされているんですけども、今後、あそこが防災訓練広場という目的であれば、今、全天候とか小学校で訓練されているんですけども、こういった場所があれば、消火訓練とか、消防車の点検訓練とか、今後、そういった目的で使用する可能性はどう考えておられるんですか、そこら辺をお聞かせください。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

大隈議員が今お話をされたことで、今回、この防災広場を行政財産として使用するということで、条例を制定しておるところでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

いや、私が聞きたいのは、今後あそこを訓練目的で使用されるんですか、使用されないんですか。

○武富 久議長

わかりました。田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

私のほうからお答えをいたしたいと思いますけれども、一応あそこを今回、防災広場という形で名称をつけているわけでございまして、そういうふうな災害があったときとか、災害を未然に防ぐためのいろいろな、例えば、炭鉱地区には消防の団員もおりませんし、そういうところにあそこで消火訓練をするとか、そういうことは今後やっていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうには思いますけれども、あそこも防災ばかりじゃなく、やはり地域の皆さんとの例えれば、小田地区商店街のイベントをやられるとか、そういうふうなものにも利用をしていただきたいと思いますし、もし何か災害等があったときには、あそこにはいろいろな災害用の道具もありますし、そしてまた、瓦れき等がもし出てきたときには、そこでの収集というふうなものもありますし、防災も主ですけれども、防災ばかりでなく、いろんなものに利用するために、防災以外でも私の許可があれば、いろんな広く利用ができると。そういう中で、トイレもせっかく公衆トイレをつくっておりまますので、あの辺の近所の人たちも利用していただいていいですし、そしてまた、車で来る人も何台かはやはりあそこにトイレの前にはとめられるようにしなくちゃいけませんけれども、それ以外にあそこを常設的に駐車場にするというような方は、そういうことがならないような方策を今後とっていきたいと思っております。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

町長提案のところでちょっと確認でお聞きしますけれども、この防災広場を一般会計で買ひ戻しをされておりますけれども、この金額は幾らかということの確認と、この財源の問題で、震災のための税金ですかね、均等割で500円、それが10年間だったと思いますけれども、徴収されておりますけれども、その金額は、この土地開発基金で保有して、この土地を買う上で、それも使われたのかですね、それは使っていないのかですね、そこもちょっとお聞きをしたいと思います。幾らで買い戻したかという金額を確認したいと思います。

財源については、後でも結構ですけれども、もう1つは、今の防災広場としての役割の上で、駐車場とかトイレはできますので、結局あそこには門扉は設けない、自由に入れるよう

にするということで確認をしたいと思いますけれども、それでいいですか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

土渕議員の質問にお答えしますけれども、ここは小田地区が避難所的なところが必要であるということで、あそこが一番初め買ったわけでございまして、公衆用トイレも含めまして、今までと同じような形の中で利用してもらうのが一番いいのかなと思うんですけども、駐車場が固定的にとめられるとか、そのようなところがあるとかありますて、どちらにしても、今回の起債の事業があったものですから、ちょうどタイミング的に町の持ち分が少ないというようなことから、今回整備をしようということで、整備をするならトイレもつけたほうが小田地区の活性化のためには非常にいいということでおりますので、今後、駐車場に固定的にとめるとか、使い道について問題があることについては、いろいろ協議をしながら、そしてまた、今、小田地区に管理をしてもらっていますけれども、その方たちと一緒にどういうふうな形でいったらいいかということで、検討をしているところでございます。

それから、土地開発基金を買い戻したのは、数字的にはちょっと覚えていないんですけども、3,500万円ぐらいの買い戻しをしております。これは災害の500円やったですかね、その分の費用を使ってはいません。それはあそこの倉庫の中に備品等を買うことにしておりまして、それに充てるということですから、あそこの土地開発基金で買っていた土地、建物については、一般会計からの費用ということで御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

今、買い戻し金額ははっきりわからんということですね。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

前の議会でそれは出たんじゃないかなと思いますけれども、後でちゃんとお知らせをいたしたいと思います。

○武富 久議長

そしたら、溝口会計室長。

○会計室長（溝口進洋）

土渕議員の買い取る金額がこちらでわかりますので、お答えしたいと思います。3,083万7,697円でございます。

以上です。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第2号

○武富 久議長

日程第2. 議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

この町長の提案理由の中に書いてあるというふうに思うんですけども、一般職から特別職にかえなければならないという根拠ですね、それをちょっと確認したいと思いますけれども。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

根拠は、法律が改正されたことによるものです。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

仕事の中身は、特別に変わらないということですね。ここに町長の提案理由の中では、最終的には町長との連携強化を図ることを目的にと。だから、その特別職としては、責任もここで今までとは違って大きくなると。職務の内容というんですか、仕事の中身は基本的には変わらないという理解でいいんですか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今回、こういうふうな改正がありまして、これまでどおり教育委員会の中でいろいろ審議をしていただくわけでございますけれども、そういう中で、総合教育会議というふうなもののが設置されます。これは今の教育委員さんと私がその教育委員会の中に入って、年に何回かは私も教育委員会にかたって意見を述べていくと。そしてまた、そういうふうな大綱等を決めるときも、私からもいろいろな注文をつけていくと。そういうふうな形になるようでございます。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

関連してお答えをいたします。

教育長が一般職から特別職にかわるということは、教育委員長が今回、廃止になります。そういうことで、教育委員長と教育長が一本化されまして、新教育長ということになって職務が変更されると。そういうことで条例等についての規則等についての所要の改正が必要になってきたということと、もう1点は、教育長の給与についてでございますが、今まで根拠規定として、教育公務員特例法という法律がございまして、それによって規定をされておったわけですが、これが勤務条件、勤務時間等についても、公務員特例法が削除されるというようなことから、この条例が必要になったということでございます。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんね。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第3号

○武富 久議長

日程第3. 議案第3号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

これもちょっと理解ができていないということでお聞きしますけれども、これも町長提案理由のほうがわかりやすいので、この文言でちょっと確認をしたいんですけども、徴収根拠を条例で定める必要がありますというふうになっておりますけれども、徴収根拠、これまでのは、こういうものはあったと思いますけれども、これまでと徴収根拠を条例で定めることと、どういう違いが出てくるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

今回、新制度になりまして、いろいろな点で国からお示しが出ております。その中で、今回、特に教育・保育施設についてなんですけれども、これまででは保育園で言いますと、保育料も一本化だったんですけれども、今回、標準保育とか短時間保育とか分かれましたし、いろいろな点で国としては、やはり保護者が預けやすいような家庭の状況によって、そういうところを決めるというようなところで、保育料も変わが出てくるということで、いろいろ理由というか、根拠ということは理由なんですかとも、そういったところでお示しが出ておりまして、そこをきちんと条例で定めるというふうに国からの示しがあっておりまして、今回このような条例を定めることにしております。以前はまだこんな詳しくするような条例ではありませんで、徴収条例、簡単な内容で、例えば、何日までに保育料を払うとか、そ

といったような内容だったんですけれども、今回は条例案で出してありますように、利用者負担額の徴収とか延長保育料とか、この延長保育に関しましても、18時以降になると、細かくいろいろな規定規約がありまして、それに基づいた条例をきちっと定める必要があるということで、今回このような条例になっております。

十分な説明になっておりませんけれども、以上です。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

委員会でまた聞きたいと思いますけど、今、延長保育の話が出ましたですね。今まで園のほう、あるいは町が独自に時間当たりの金額とか、そういうのは決められていたけれども、国がその基準をこういうふうにしなさいという形で、今後出してきているということから、この徴収根拠条例というものをつくるという、そういう理解でいいですか。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

土渕議員の再質問ですけれども、国が示しているのは、最高国が定めている基準を超えない範囲で各市町で決めるということになっております。町の状況に応じて、そこの金額は定める必要があるということで、各市町でいろいろ検討されて、額をどうするか。幼稚園に対しても、保育所に関しても、そういったところを定めるので、これまで保育料に関しては、各市町で違っていて、江北町の保育料に対してはいろんな御意見もあったんですけども、そういったことで定めているということで、以前は延長保育料とか、細かくそういった規定はなかったのですね。今回からはそういった規定があります。そしてまた、町として、うちは永林寺保育園さんという私立園があるんですけども、延長保育をしているところに関しては、これは徴収なんですか？ していただいているところには、町として補助金も出ているとか、そういういろいろなことがあります。その延長保育も今、これは料金のことですけれども、料金とはちょっと違うことになりますけれども、江北保育園は18時から夜7時まで1時間の延長保育をしております。永林寺保育園さんでは6時から6時半までの延長保育をされております。ただ、この中で定めているのは、一月当たりの短時間で保育を受けられる方と標準の方で、短時間の方がもしそこを延長してしまった場合とかの、ここは定

める額にはなっているんですけども、そういったところで、いろいろずっと全部で第13条まであるんですけども、細かくそこを条例で定めておかないといけないということで、今回の条例になっております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと2点お聞きしたいと思います。

今回、第5段層から第7段層という形で、少し上位のほうを収入モデル範囲が格差が大きかったということで見直しをされるんですけども、大体この階層の方は町内で大体何%ぐらい、わかればお願ひしたいと思います。

それともう1つ、このことによって、利用者にとっては有利というとおかしいんですけど、入りやすくなるのかですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

これまで平成26年度までで言うと、一番やっぱり多かったのが、5階層、それから4階層、それから3階層、6階層というところなんんですけども、この5階層から6、7階層までの間で、例えば、一つの5階層で言いますと、大体所得が200万円ぐらいの差がありまして、やはり4階層に近い方と6階層に近い方とか、その下の方と上の方では大変所得的にきついのかなというふうなところで、そこを分けさせていただいております。平成27年度で言いますと、一番多いのが5階層です。それから2番目に多いのが4階層です。そして3階層と6階層は同率ぐらいです。それで、5階層、6階層分けたことによって、やっぱりその階層を分けてみると、例えば、5階層が全部で58人いらっしゃるんですけども、やはり1と2に分けさせていただいているが、下のほうが32名、上のほうが26名、6階層も45人いらっしゃるんですけども、下のほうが34人、上が11人と、やはり下の方のほうが数的に多いということで、非常にこれは保護者の皆さんにとっては階層を分けたことによって助かられるんじゃないかなというふうに思っております。

入りやすいか、入りやすくないかということは、そこそこのあれなので、そこら辺は

ちょっと何とも言えないんですけれども。

○武富 久議長

これは一応議員協議会で説明をしていただいたと思いますので。

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第4号

○武富 久議長

日程第4. 議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第5号

○武富 久議長

日程第5. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第6号

○武富 久議長

日程第6. 議案第6号 江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第7号

○武富 久議長

日程第7. 議案第7号 江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

さっき同じような中身がずっとありますので、これで教育長の給与が49万5千円というふうになりますけれども、これまで幾らだったのかをお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

3 土渕議員の御質問にお答えいたします。

同じでございます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第8号

○武富 久議長

日程第8. 議案第8号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

質疑を求めます。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

ちょっと1点だけ、わからない点をお願いしたいと思いますけど、今まで農家として免税軽油の申請をしていたんですけども、これによると、今まで耕作証明書のみでの発行で申請はしておったんですけども、これを見たら、農地台帳記録事項要約書ですか、こういったやつを発行しないといけないというようなことが今後生じるとですかね、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

大隈議員の質問にお答えいたします。

あくまでも免税軽油については耕作証明書のみで結構でございます。この要約書と農地台帳の閲覧につきましては、ことしの4月1日からインターネットを介して全国に配信をされるようになっております。そして、農地台帳の閲覧については、個人情報等もございまして、氏名等は記入されておらない状態で、要約書として配信をされるというふうなことでございまして、これはまた、別に切り離していただきたいと思います。

この背景には、農地中間管理事業が今動いておりまして、企業参入等もどしどしできるというふうな状況になっておりますので、全国的にどこからでも見られるような形をとっています。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

それともう1点、今言われた中間管理機構あたりの、法人関係でいろんな説明会あたりでありますけれども、今後、農地の貸し借りにおいて、こういった書類が必要なのかどうか、そこら辺をよかつたらお聞かせください。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

あくまでも農地中間管理事業につきましては、公募扱いというふうなことで、企業等が参入した場合、町外から等も予想をされます。そういったところでは、町外の方については、こちらの事業等は把握されていないというようなことから、そういった要約書等が参考になるのではないかと思います。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第9号

○武富 久議長

日程第9. 議案第9号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の一部変更についてを

議題といたします。

質疑を求める。9番西原君。

○西原好文議員

議案第9号、10号、11号は、上小田の住宅の建設工事の請負の変更ということですけど、今までいろんな箱物を町としてつくられとて、こういった途中で変更というふうなことが余りなかったものですから、ちょっと驚いているんですけど、建築については増額、機械設備については減額、電気についても増額というふうなことで、変更の内容というか、どういったことでふぐあいが生じたものなのか、その理由というか、わかれればお願ひいたします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

上小田住宅の建設工事の変更の内容ということで、建築工事につきましては、プロパン庫とか、ごみ集積所、それからクローゼットの内容の変更、それからユニットバスの寸法を変更したために、建築工事については増額になっているということでございます。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

町長の提案理由の中に、プロパン庫とかですね、ごみ集積所、ユニットバス、クローゼット等のということですけど、このユニットバスとかいうのは、設計段階でのふぐあいが生じたものなのか。プロパン庫とかごみ集積所というのは、当初から設計で上がっとらんやったとかなという感じがするんですけど、ユニットバスというのは、もう設計段階である程度大きさあたりは指定されていたんじゃないかなというふうな感じがするんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問ですけれども、ユニットバスのサイズの変更につきましては、当初より若干大きくしたということで、今回、変更で増額となっております。どうして大きくなったか

ということですけれども、やっぱりサイズを見て、もう少し大きいほうがいいだろうということで、小さいものよりもなるべくできるだけ大きなものにして、使い勝手がいいように変更したということで、うちのほうから指示をしております。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

結局、住宅を建設される段階で、いろんな審議会とかで審議をされた中で、そういった利用勝手がいいようなというふうな考えを出されるというのはわかるんですけど、何かですね、工事の途中でそういう変更が出るというのは、私から言うたら、ちょっと設計段階でミスかなというふうな感じがするんですよね。やっぱり当初からそういったユニットバスの大きさだとかいったものは審議しておくべきじゃないかなというふうな感じがするんですけど、今回の増額については、ちょっと設計ミスかな、設計ミスと言うぎいかんんですけど、そういったことでおかしいなというふうな感じがするんですけど、どうでしょうかね。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

そこら辺につきましては、私の内容の確認不足ということで、申しわけなく思っております。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 戎議員

第9号、第10号、第11号、1棟分抜けていたとかですね、いろいろなことを今、ユニットバス云々等々言われておりますが、非常に信頼を失ったんじやなかろうかと思います。全部引っくりめでですね。担当課長、信頼を失ったとは思っておられませんか。1棟分抜けていたと。同じく町長、お考えを説明してください。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

う
変

う
れ
ス
き

う
ミ

う

これだけ変更が出るということで、申しわけなく思っております。私が図面と内訳書の内容を比較していなかったということでございます。申しわけなく思っております。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今回、この3議案について変更があったわけですけれども、第10号議案が受水槽を大体つける予定だったのが、つけなくても水が上がるだろうということになって、取り外したわけです。そういう中で、第9号も少しそれの一部関連して、それがふえた分もありまして、こういうふうな形に、ユニットバスの変更等については、もっと早くからこちらのほうで精査をしておくべきだったろうと思っております。こういう形で第11号については、この間、議員の全員協議会の中で、本当に1棟分抜けていたというふうなことを申し上げたわけですけれども、その辺を含めまして、本当に精査が足りなかつたということでございますので、その辺はおわびを申し上げたいと思っているところでございます。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 戎議員

今後ですね、信頼を失って、もう本当ですよ、こんなことはあっちゃいけないと思います。プロパン庫とかごみ集積所とか、こんなのわかり切ったことですよね。しかも1棟分抜けていたなんていうのは。

そして今、町長が受水槽設備云々と言われましたけど、受水槽設備、これも1階、2階は要らんけれども、4階、これいろいろ私も専門家じゃございませんので、わかりませんが、1階、2階はそうじゃないけど、3階、4階はこれ物すごい受水槽の設備の金額も相当上がるんじやなかろうか、いろいろなあれがあるんじやなかろうかという気もするんです。いずれにいたしましても、今後ひとつ十二分に精査していただいて、特に担当課長ですね、これはそうせんと、町長、副町長はなかなかそこまでお忙しいからあれですけれども、担当課として、課長は当然ですが、今後、担当課全体でしっかりと取り組んでいっていただきたいとお願いして終わります。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

第9号しておりますので、第9号で聞きます。今、先ほど課長の説明で、これは当初から計画されていたものの変更だということでしたね。そして、ユニットバスを大きくしたと。それから、あとプロパン庫及びごみ集積所、クローゼット、こういうのがどういうふうに変化したのかですね。

それと、これは入札とか、そういうことはなくて、今、契約しているところと契約をし直すということだと思いますけど、これ入札していないですね。今、変更のところの町長提案が具体的に書いてありますので、その部分でユニットバスはわかりました。ほかの部分はどういうふうに変えたのかをちょっと確認したいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの土渕議員の質問でございますけれども、プロパン庫の増額ということでござりますけれども、これにつきましては、当初、受水槽設備の中に一体として入っていたわけです。それを今回、受水槽をなくしたということで、その分を建築工事のほうに移したと、こちらのほうで増額という形で変更をいたしました。

それから、ごみ集積所につきましては、言われるとおり、1棟分ですね、ちょっと漏れていたということでございます。

それから、クローゼットにつきましては、2LDKの分の押し入れをクローゼットのほうに変更したということでございます。

一応、内容としては以上でございます。（「契約については、入札にはしていないんですか」と呼ぶ者あり）契約についてはしておりません。今回、その分を増額ということで、変更契約をお願いをしております。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

この建設工事においては、いろいろ変更はあるかとは思いますけれども、私が聞いたいのは、打ち合わせ段階でいろいろ変更項目は出てくると思うんですけども、内容もさる

ことながら、設計士さんあたりとそれは打ち合わせしたりいろいろされたと思うんですけども、そこら辺の打ち合わせ段階で、どういった取り決めとか、そこら辺はわからんかったですかね。そこら辺どがんやったですか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

この3つの建築、機械設備、それから電気とありますけれども、第9号、第10号につきましてはですね、第10号の関係が、ちょっとまだ話がなっていないんですけれども、受水槽の設備等が、受水槽の設備をしないで、直送的に小田の配水池から、チューブですかね、そこから直接配管をしたら受水槽が要らなくて、これが1,800万円ぐらいの減額になるということでお益になるということと、将来的に受水槽は建築した建物だけにしかできないんですけども、直送式にしたらその辺一体がまた新たに3階、4階の建物ができても、そちらのほうにも使えるというふうなことで、町としては受水槽の管理も要らないし、将来的に地域の建物ができたときにも本当に有利だということと、水道管がチューブからずっと大きいパイプで来ますものですから、将来的に管理面、それからその土地あたりの建物等の利用増が非常に上がるということでございました。それで、そういうことを担当者が水道課にいたり、担当したとかいろいろおったものですから、どちらがいいかということで、業者と協議しながら、やっぱりこれは変えたほうがいいと、これは町益になるということで変えております。

その中にプロパン庫等が一緒になっていたということで、それを切り離したために、プロパン庫等は建物の中に変更で逆に上げにやいかんやったと。要するにプロパン庫等は機械設備のほうについてつたわけですね、一緒でしたから。それを切り離したから、建物のほうにいって、建物のほうが上がったということです。そして棟数が抜けていたということは、電気工事だけのとは例会のときも申しましたけれども、これだけは設計ミスということで、本当にいろいろ私もこれだけ変更があることについては、何でというふうな気がいたします。

前の井上議員がされたときも、建物については変更がないんだということを聞いておりましたものですから、これだけの変更があるということはどうかということで思いましたけれども、やっぱりこの設計をする段階で、ちょっと時間的に短かったことと、その辺の協議等が若干少なかつたということは確かにあります。ですから、この辺を施工する中で、業者と設計者と建築士とどのようにしたがいいかということで話をていききましたものですから、若

干の問題はありましたけれども、プラスマイナスすると、町としては有利なほうに変更したということで御理解をいただきたいと思います。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

副町長の答弁もおかしかと思うですね。プラスマイナスしたらとかですね、これは本当あっちやいけんことなんですよね、通常。先ほどから聞いとったら建設課長もそうですよね。機械設備のほうで変更が出たから、建築のほうに回したような感じの答弁でしたけど、そういうことじやあっちやいかんと思うです、私どもはですね。当初一番最初の設計をされた段階で、落ち度というのを言われとつとに、機械設備のほうで受水槽設備が要らなくなつたから、1,800万円ほどの減が出たからですね、それを今度、建築のほうに回したというふうな言い方にしか聞こえんですよ。そんなら最初からの設計がおかしかつたっちやなかかといふうなことにしか私どもとしてはとれんとですよね。だから、そういうところでなくて、やっぱり建てておった中で、こっちのほうがいいと思いましたからというふうな言い方で柴田課長、最初言われておって、最後に、機械設備のほうからの金額が出たからといふうなことで言われたから、そうじやなかと思うんですけどね。副町長、プラスマイナスゼロになつたけんとか、そういった答弁は、建物を発注する側として、ちょっとまずいんじゃないかなというふうな感じがするんですけど、どうでしょうか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

プラスマイナスと言ったのは、ちょっとまずかったかわかりませんけれども、機械設備の中で、受水槽の部分が直送式でしたほうが有利ということで、協議をして落としたと。その中で、受水槽設備とプロパン庫は一緒につくるようになっておりました。それで、業者のほうが機械設備のほうでプロパン庫も一緒になつたのですから、受水槽をつくらなくなつたために、どうしても機械設備のほうの工事ではできなくなつて、建物の工事のところでしたほうがいいということになったものですから、建築のほうがふえたということで、その辺は、工事がプロパン庫が機械設備のほうでできたらよかったですから、建物の施工ぐあい等で建築のほうに、そっちのほうに移つたということでございます。

以上です。

○武富 久議長

もういいでしょう。

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

ちょっと第10号も絡んでいますからですね。そっちに移してもらって。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第10号

○武富 久議長

日程第10. 議案第10号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

第9号のところで随分論議されて、それで私が思ったのは、請負工事で、こういう頻繁な変更があつてはならないということが原則だというふうに思いますけれども、ただ私は、不十分な点はやっぱり早いうちに変更すべきだという点では必要だというふうに思います。ただですね、このただというのは、わからないから聞くんですけど、この第10号のところで、受水槽設計工事を減額して直送にしたと。受水槽をつくらなくていいようになったということですね。そこで私が疑問に思ったのは、直送にして問題が起こらないのかどうかということですね。後でやってみて、ああ、これはまずかったなというふうにならないのかどうかが十分検証されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

受水槽から直送方式に変えたということでございますけれども、受水槽については、一応、上水道から受水槽のほうにためて、ポンプのほうで4階まで送ると。減圧弁をつけながら加圧をして4階まで送るということになっていました。その管理で、ポンプの管理とか受水槽の中の衛生的な面とか、いろんな管理が当初必要でございました。しかしながら、直送方式で来れば、西部広域からの水圧が7キロぐらいで来るわけでございます。それであれば、下のほうで減圧弁をつけて、4階まで送るようにするということで、そちらのほうが先ほども副町長のほうから答弁があったように安価であると、そして管理費も要らないということで、そういうことで、今回、変更をしたということでございます。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の説明は、ただ変えたということはわかりましたけれども、十分そのことで今後問題が起きらないかどうかについては返答がありませんでした。

それでもう一度確認をしたいんですけど、もう1つ、この論議の中でちょっと気づいた点ですけれども、古賀議員のほうから担当課と町長の責任について問われました。それで、この問題については、もう少しその原因について、きちんとした検証をして、何がこういう問題を起こしたのかというのをきちんと私は報告すべきだと思います。そのことを一つつけ加えて質問したいと思います。

2つ言いましたね、直送方式にして問題がないということが確信を持って言えるのかどうかということですね。そのことと、問題の所在をきちんと検証して報告をするということを求めたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

直送方式については、普通の家庭用の水道と同じで、問題がないということで思っておりまます。

もう1点については、私のほうからでは、ちょっと答えることができないと思いますので。

○武富 久議長

応、
加
槽
式
下
も
で、

が

点
こ
問
加
う
を

り

で。

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

この原因の報告というが、実際ここでこういうふうな理由で変更をさせてくださいということで言っていますので、原因の報告というが、どういうふうな形の中で言ったがいいか、こっちも戸惑っているんですけれども、いろいろ工事等はいっぱいあるわけですけれども、設計の本当に若干のミスもあったでしょうし、途中で直送方式にしたほうが町益となるし、いろいろなことも考えた中でしたわけでございまして、その原因というのが、今言ったごと、機械設備については、受水槽については、途中でこちらのほうがいいということでの協議した中で実施したわけで、それが原因ですか、要するに役場と建設会社と設計をした人と、どのようにしたらうまくいくかということで、町から逆に提案をしたような形になっています。こういうふうにつくっていますけれども、こっちのほうがいいじゃないかということで、町は変えたということでございますので、何か間違ったから受水槽を落としたとか、そういうことではございませんので、その辺は原因という報告なんていうとは、ちょっと土渕議員に言うとあれですけれども。

○武富 久議長

精査せろということ、今後のためのことを言われていると思うけんが、ある程度課内とかなんとかで精査してやって。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

変更の理由について、私は先ほども言いましたように、当然、変更は私はすべきだということで、これを否定しているわけじゃないんです。ただ、そういうふうにしなければならなかつたそもそものこういう事態に陥った、なぜこういうふうになったのかということの検証は必要じゃないかということを、今、議長もちょっと言われましたけれども、そのことは私は当然すべきだと思います。この一つ一つについて、第11号はちょっとわかりませんよ、第11号はまだ論議していないから、第11号はどういうものか、私はちょっと今わからないから言えないんですけど、第9号と第10号との関係で言いますと、やっぱり設計の段階でのいろんな問題があったんじゃないかということが言えると思います。だから、そのあたりは私はわからないから、行政のほうでそのあたりは、ただ済みませんということだけじゃなくて、こういうことで間違ったんだなということがわかれば、きちんとですね。わからなくてもですね、わかるかわからないかやってみなきやわからないんですけど、それは必要だろうとい

うことを求めたいと思います。一つ一つの修正ですね、変更は私は別にだめだと言っているわけじゃないんです、それは当然必要だと。いい方向に改善されたわけですから。それは私は否定はしておりません。

○副町長（山中秀夫）

そういうことでいたします。はい、わかりました。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

受水槽設備のことで関連でお聞きいたしますけど、先ほど担当課長のほうから西部広域が7キロというふうなことで説明があったわけですけど、西部広域の本管から直接この町営住宅には引き込みをするんですかね。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの坂井議員の質問にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど私が西部と言いましたけれども、中部の間違いということです。済みません、変更したいと思います。

それから、7キロということでございますけれども、本管のほうから直接100ミリのパイプで持ってくるということで、そのまま本管と同じような管で持ってくるということでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

じゃ、中部の配水池から別に100ミリで引いてくるということですね。

それも結構かと思いますけど、私は直送というのは、基本的にちょっと反対というか、技術的にはおかしいのではないか。ただ、圧だけで判断をすると、負荷の変動のときは、どういうふうに考えているのかですね。例えば、夕方の5時以降はどこの家庭でも水を使うというふうなときに、負荷の変動に対して直接配水をするというのについては、非常に変動があるんじゃないかなと思うかとれます。やっぱり1階と4階では配管の方式もいろいろありますけれども、違うんじゃないかなと思う。

それと、受水槽方式は、断水のときでもある程度使えるというふうなこともありますので、ただ単に1,800万円安くになりますよというふうなことで判断をしてもらっては、そこに住む64世帯の方には、断水のときは高いほど即とまるわけですね。そういうふうなことで、私は受水槽は設けるべきだというふうに思いますけど、その辺は受水槽と直接というふうなことで、今の水道課のほうと協議をされたのかですね、その辺ちょっとお伺いします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの本管のほうからということでございましたけれども、杵島タクシーのところの本管のほうから住宅のほうまで、本管と同じような口径で持ってくるということで、その圧力を維持するということでございます。

それから、受水槽、それと直圧方式については、水道課のほうと協議をいたしまして、コンサルタントを入れまして決定をいたしました。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

直圧方式が悪いとは言いません。やはり直圧のほうが衛生面といいますか、塩素濃度とかも変わらなく配水をされるというふうなこともありますので、全く私もいかんよとは言いませんけれども、もう少し配水池の設置をして、上の受水槽の設置をして、安定配水というふうなことも考えるべきではなかったかと思います。答弁は要りませんけれども、そういうふうなことで再度検討をされればですね、また後になって水の出の悪かえというふうなことのないように、ひとつしていただきたいと思います。コンサルあたりとももう少し深く掘り下げて検討をいただければと思います。委員会もありますので、答弁は要りません。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 戎議員

これは設計監理はどこですか。

それから、今、担当課長、コンサルと言われましたが、どこですか、聞きたい。

それと、受水槽設備工事、私、これは必要だと思うんですよ。だから設計監理とコンサル

どこかと聞いたんですよね。一般的な常識は、受水槽設備は3階、4階は必要だと。1階、2階は受水槽要らん。3階、4階まで持っていくには受水槽が必要だというのが私が知っている、常識ではそういうふうに、佐賀市内であろうと鳥栖市内どこであろうと、そういうふうなことで一般的常識として私は持っております。だから今、同僚議員が言われたように、水が足らなかつたり枯れたりするときは、4階は届かないですね。ただこれは江北町の場合は若干例外ですから、そういうことになったのかなというふうにも思っておりますが、これは設計監理、コンサルがそう言っているなら、技術者ですからね、大丈夫かなとは思うんですけども、同僚議員が言われたように、そういうところも考えなきやいけないんじやなかろうか。ただ単に要らんから減額して、そっちの第9号に持っていたとかいうことを言わされましたけれども。

それから、副町長、せっかくさつき町長が釈明説明されたから、私は矛をおさめておりましたが、どうも副町長の答弁、申しわけないが、町益になるから減額した分を第9号のほうにユニットバスとクローゼット、そっちのほうにというふうなことを言われました。何を言っているんですかね。せっかく矛をおさめておったんですが、副町長の答弁もちょっとまずかったかなと。一生懸命説明するためにそう言われたのかわかりませんが、とんでないことでございまして、やはりこういう工事はしっかりと設計監理のもとに、コンサルも入れてやっているわけで、受水槽が要らなくなつたから、町益になるから、第9号のほうにとか、あるいはいろいろなことを今言われて、私は黙って聞いておったんですが、せっかく矛をおさめとったんですが、副町長、その辺はもう一遍答弁をしてください。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

水道工事についての設計についてでございますけれども、これは九州水工のほうにお願いをしております。

以上です。

○武富 久議長

山中副町長。簡潔によかよ。

○副町長（山中秀夫）

古賀議員の質問にお答えをいたします。

ユニットバス等はただの変更ということ、使いやすさの関係で、受水槽を減らしたから、ユニットバスを大きくなしたとかいうことではございません。私が言ったのは、建設課と業者と、それから設計者の方と協議した中で、受水槽がなくて直送方式のほうがいいんじゃないかというふうな協議をされた中で変更があったということでございます。それで、ユニットバスとかクローゼット、この辺については、もっと設計段階でわかっておればよかったです分でございます。

以上です。

○武富 久議長

もういいですね。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第11号

○武富 久議長

日程第11. 議案第11号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

中身がですね、これは増額になっているというふうに思いますけれども、どういうものを変えたかというのをここに書いてありますけれども、これも当初の計画にはあったと思いますけれども、新たにしたものがありますか。それともその電話とかテレビ受信施設、火災報知機、これは当初から計画されていたと思いますけれども、その部分でどういうふうに変わったかをちょっと説明を求めることがあります。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

土渕議員の質問にお答えをいたします。

この電気設備につきましては、例会でも申しましたけれども、設計段階でミスがあったということで、入札をする2日前に、指名をした業者の中から数量的におかしいということで言われまして、本当は変えたがよかったですけれども、工期的なものもありましたし、建築と電気工事、それから設備のほうと一緒に工事をしていく必要があったために、入札はおこらしたらいけないということで、ここに書いてある電気の設備は1棟分の数量しか入っていなかったということで、変更で入札は、数量は1棟分でしてもらって、入札してもらうと。そしてその後に、この分については変更いたしますということで説明をしていたと思います。それが1,298万円だったということでございます。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

1点だけお伺いいたします。今までいろいろ答弁を聞きながら私も思ったんですけど、この第9号議案から第11号議案まで、過去に変更のあった内容があれば、一覧表でも構いませんので、よかつたらいただけないかと思いましてですね。

○武富 久議長

変更の内容。

○大隈敏弘議員

変更の内容と、どういったやつを変更したのか、一覧表的なまとめがあればですよ、お願ひしたいと思いますけど。

○武富 久議長

提案理由に書いてあると思うばってんね。

○大隈敏弘議員

いや、過去に今まで変更した内容と、これにのつとった内容、いろいろあると。今まで変更されたことはあると思うんですけども、そこら辺を。

○武富 久議長

過去で、いつ。提案理由の説明の中にも、ある程度。

○大隈敏弘議員

これ一回設計段階でいろいろ変更されたことがあると思うんですよ。私が聞きたいのは、だから、そこら辺を、そういう一覧表的なものがあれば提出をお願いしたいと思いますけど。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

この変更については、しているのは今回が初めてです。それで、本当はもっと少しぐらい早く説明ができた分はあったとすけれども、それは電気工事等については、そういうふうに変更がありますよということで、以前申し上げておりました。そういう中で、ほかのやつも変更が出てくる可能性がありましたから、今回、変更ということで提案をしていくことでございまして、前回の変更したとがずっといろいろあるかということではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

副町長、検証をするて言うてもろうたけんが、そこんたい、どがんじやい文章でされるならば、しておってください。

8番古賀君。

○古賀 戎議員

まず、町長、この提案理由ですが、工事請負契約の一部変更についてということで、変更内容といたしましては、電話、テレビ受信設備、火災報知機設備等1,200万円を増額して変更契約するものです。これ提案理由ですね。これ1棟分抜けていたわけですよね。どうしてここで1,298万円も増額、この電話、テレビ受信設備、火災報知機で、これだけ増額をしなきやいけないのか、ちょっとこの辺も疑問がありますが、こういうことじゃなくて、結局、1棟分抜けていたからということが提案理由じゃないんですか、町長。だから私は設計監理者、コンサルもそうですが、あるいは担当課もそうですが、やっぱりこの辺はしっかりとしていただきたい。町長、答弁を求めます。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今、御指摘がありましたとおり、こういうふうな1,200万円以上の増額をしているわけでございます。これは議会の例会の中で、こういうふうな形で1棟分抜けていたので、この電気設備については、変更契約をしますというふうなことを申し上げておったもんですから、そこには書いていないわけですけれども、これは1棟分が抜けていたということでございまして、その辺、本当に設計したものを見切らなかつたと、気づかなかつたというような点もありまして、設計業者を信頼していた関係上、それが2日前にわかつたということで、後ほど変更契約をしますという形で、こういうふうな形になっているわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。再開10時40分。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

日程第12 議案第12号

○武富 久議長

日程第12. 議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

まず、歳入の5ページ、地方交付税の最終的な金額だと思うんですけど、1億500万円ほどの増額になっております。この間いただいた中期財政計画の中でも本年度の予定というか、平成26年度については16億円ということで載っておりましたけど、今後の推移というか、今

で
電
、
ま
う
で、
で、
36

年度までぐらいがピークで、ずっとその後は下がっていくものなのか。総務課長でもいいし、財政担当の方でもよろしいですので、そこら辺の推移をお願いいたします。

それと、次ですね、25ページの歳出もいいですか、議長。

○武富 久議長

うん、よかですよ。

○西原好文議員

25ページで、地域共生ステーション防災ということで、減額の420万円ほど上がっております。減額になった理由がわかればお願いいたします。

それと、もう1点は、33ページなんんですけど、子宮頸がんのマイナスとか日本脳炎予防のマイナスというのが上がっておりますけど、子宮頸がんあたりは、打った後にいろんな症状が出たりとかいうふうな報道が出ておりましたけど、そこら辺の関係というか、そこら辺が出たために受診者が減ったものなのか、わかればお願いいたします。

○武富 久議長

それでは、田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

西原議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

交付税の推移ということでございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、今後は減少していくものと思っております。（発言する者あり） そうですね、はい、ネイブルの償還等も終わっておりますので、そういうところで需要額等も減ってきますし、そういうものを含めて交付税は減少していくものと思っております。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

25ページの地域共生ステーション防災対策整備事業補助金ですけれども、当初、540万円、当初予算では計上しておりましたけれども、実際手を挙げてスプリンクラーの設置をされたのが、憩いの家の1施設だけだったということで、120万円、町が40万円、県が80万円ということで、1カ所だけの設置になっております。ほかの施設については、事業所自体がスプリンクラーの設置がちょっと建物自体が不備ということでできないということと、あとは建設当時に設置されたところもありました。最終的には1事業所だけが手を挙げられたという

ことです。

それと、33ページですけれども、子宮頸がんについては、言われたとおり、副作用の件がちょっと問題になっておりまして、当初予算では上げておりましたけれども、実際、支出が29万4千円ということで、予防接種をされる方が少ないということです。

日本脳炎についても、これもいろいろ時期によって勧奨をしたりしなかったりということで、あくまでも父兄の方の判断によってされておりますので、実際、執行額が360万円程度で200万円程度残が出たということで、今回落としております。

以上です。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

ちょっと内容を教えていただきたいと思います。29ページ、民生費の中の工事請負費102万6千円上がっております。この内容を教えていただきたい。

もう1つ、51ページ、教育費の中の小学校のほう、1の需用費690万円、これも消耗品にしては大きい金額ではあるんですけど、あと残された執行期間はわずかでありますが、この内容が何であるのか。今年度内にできるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

井上議員の御質問にお答えいたします。

今回の工事なんですけれども、保育園の前のインターロッキングのところががたがたしておりまして、先日の選挙のときに、そこでこけられた方もいらっしゃって、また選挙も近づいてきているということで、早目にしておいたほうがいいのかなということでお願いをいたしまして、工期は3月中に間に合うということで、業者の方にもちょっと相談をしたりしております。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

井上議員の御質問にお答えいたします。

51ページの小学校費、教育振興費の11番需用費の消耗品費690万円ですけれど、これにつきましては、平成27年度に小学校の教科書の改訂等がございまして、それに伴いまして、教科書の指導書等の購入、それとデジタル教科書の購入ということで計上しているところです。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

2点ほどちょっとお伺いいたします。

35ページで、これは浄化槽整備の繰出金が389万4千円ほど減っておりますけど、設置戸数を減らされたのか、そこら辺をひとつお願いいたします。

もう1点、41ページの地域農業水利施設ストックマネジメント事業で、△の510万円ほど上がっております。これは各地区で取り組まれておりますけど、この減額についての説明をお願いいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

西原議員の御質問にお答えいたします。

35ページの浄化槽整備推進事業費の繰出金389万4千円減額の分ですけれども、当初、3基計画しておりました分で、1基の申請がありましたので、2基分の減額をしております。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

西原議員の質問にお答えしますけれども、この分につきましては、主に国家予算がつかなかつたというふうなことでございます。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

41ページのストックマネジメントは了解です。

下水道なんんですけど、3基予定していった分の1基ということで、このあとの2基については今年度またされるものなのか、そこら辺はわかりますか。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

西原議員の御質問にお答えいたします。

1基分は白木公民館の分で、あと2基は、平成26年度ではありません。平成27年度分は再度3基また計画はしております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

まず13ページですけれども、総務管理費、一般管理費の中の7の賃金で、臨時職員賃金ということで454万円上がっておりますので、この説明をお願いします。

続きまして、15ページ、企画費の中の19. 負担金補助及び交付金で、ビッキーふれあいまつり実行委員会補助金100万円の減となっておりますので、この説明をお願いします。

最後ですけれども、51ページ、中学校の学校管理費の中の14. 使用料及び賃借料の中のパソコンリース料が115万5千円減額になっております。この説明をお願いします。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えいたします。

13ページの賃金でございますが、これは不慮の場合を想定して、町全体で臨時職員の賃金を計上しているものであります。これは毎年、通常行っているものであります。

それと、15ページのビッキーふれあいまつり実行委員会の補助金ということで、これにつきましては、事業費が確定をしましたので、残金として100万円出たということで、今回、減額補正をいたしております。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

池田議員の御質問にお答えします。

51ページのパソコンリース料につきましては、入札実績による減額であります。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

最初の2つはわかりましたけど、パソコンの件ですけれども、これ入札というか、リース料に関しては、当初予算でリース料を立てられたとに対しての減額、最終的に補正ということですかね。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

再質問にお答えいたします。

パソコンを購入といいますか、リースにつきましては、リース会社から見積もりをとって、最終的に一番安い業者ということで、実績による減額ということになります。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

リース料は、パソコンをするときに契約してリース料を出すわけですよね。減額になる理由がちょっとよくわからないんですけども。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

当初、予算を計上したよりも実績で安くリースができたということで御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

わかったでしょう。ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第13号

○武富 久議長

日程第13. 議案第13号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第14号

○武富 久議長

日程第14. 議案第14号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第15号

○武富 久議長

日程第15. 議案第15号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題

正 といたします。

36 質疑を求める。9番西原君。

題 ○西原好文議員

7ページの工事請負費の中の△の8,617万8千円ですが、平成27年度に大体下水道工事は完了というふうなことで、当初、計画はされておったんですけど、今年度の工事額の減にしては数字が大きいものですから、この説明を環境課長、お願ひいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

7ページの工事請負費8,617万8千円の減額の内容につきましては、公共下水道事業の国の補助の内示額が減額になりましたので、その分の減となっております。あと入札残による減額です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

内示額の減ということですけど、工事について、この金額がうちの工事が減ったということでしょうかね。そこら辺との関連というか、お願ひいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

工事の減というよりも、平成25年度に補正をいただきまして、減額するだろうということで、県のほうから指導がありまして、平成25年度に3月に補正をいただいて繰り越しをした分ぐらいが予定額の変更で減額になっております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第16号

○武富 久議長

日程第16. 議案第16号 平成27年度江北町一般会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

特別委員会に付託になっておりますけど、これ1つだけ執行部のほうにお伺いいたします。

一般質問でも中期財政計画のことをちょっとお尋ねしました。計画の中で、平成28年度は大幅に10億円ほど当初予算を削られるような計画をされております。そういう中で、来年度は多分——多分と言ってはいけんですけど、町長の改選の時期でもあるし、骨格予算になるとは思うんですけど、本年度の当初予算を組まれる段階で、この間の中期財政計画をどの程度反映されたのか。財政改革に来年から取り組まれるものか、平成27年度から取り組まれるのか、28年度から取り組まれるのか、そこら辺の町のお考えというか、そこら辺をぜひお聞かせ願いたいというふうなことで、よろしければお願ひいたします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

中期財政計画を立てているわけですけれども、それに沿って今年度もやっているわけでございまして、次年度以降も財政計画に沿ってやっていきたいと思います。そういう中で、行政財政の改革等、そういうふうなものにつきましては、逐次やれる分からはずんずんやっていって、必ず赤字体質にならないように注意をしながらやっていきたいと思っているところでございます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36

条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第17号

○武富 久議長

日程第17. 議案第17号 平成27年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第18 議案第18号

○武富 久議長

日程第18. 議案第18号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第19 議案第19号

○武富 久議長

日程第19. 議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第20 議案第20号

○武富 久議長

日程第20. 議案第20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第21 議案第21号

○武富 久議長

日程第21. 議案第21号 平成27年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第22 議案第22号

○武富 久議長

日程第22. 議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

町長の議案説明の中で、2番、空き家を活用した子育て支援事業、3番、空き家と仕事を繋ぐ移住・定住支援事業ですね。その事業内容というか、どういったことだということをお願いいたします。

それと、もう1点、先ほど同僚議員と話しあって、U I Jターンですかね、これ何というものがわからんとですけど、この事業について、ちょっと説明を3つお願ひいたします。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

西原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、空き家を活用した子育て支援事業ということですが、これは現在、上小田のほうで行っております児童クラブですね、これは繰り越しになっておりますので、平成27年度も実施をしたいということで計画をいたしております。

それと、空き家と仕事をつなぐ移住・定住支援事業でございますが、これは東京で移住相談会等の計画をいたしております。それに係る費用でございます。

それと、U I Jターンですけれども、Uターンというのは、例えば、江北町から江北に戻ってくると。Iターンというのは、例えば、福岡のほうから江北のほうに転入されて来られると。Jターンというのは、例えば、福岡のほうから一度東京のほうに行かれて、江北のほうに転入をされるという方がJターンというふうなことで認識をしております。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

5番目については了解しました。

2番、3番ですね、空き家を活用した子育て支援事業ですとか、空き家と仕事を繋ぐ移住・定住支援事業ですかね。空き家の再生のことで、いろんな事業に取り組まれるのは非常にいいことだと思っております。先日、担当の職員のほうにちょっとお尋ねに行った経緯がありますけど、平山地区では、最近、昔、炭鉱に住んでいたという方がよく昔の家を訪ねて、こういったところに住んでいたよというふうなことで、訪ねて来られる方がたくさんいらっしゃるそうです。空き家の利活用と言うのがいかんんですけど、もとの長屋を残して、そこを泊まれるような施設にするとか、帰ってこられたときに、こういったところに住んでいたのですよというふうな家族に紹介される場所もいいんじゃないかなというふうなことで、平山地区あたりの方が計画をされております。そういう事業にも取り組んだらどうかなという感じがいたしました。そこら辺で、今年度の当初予算を見ておっても、2名の方のほとんど予算がついておったんですけれども、その2名の地域協力隊の予算で終わってしまっていたような感じがするんですけど、そこら辺で空き家を再生するときに、炭住あたりの一角を残すとか、そういうちょっとした住まいとか、1泊できるような施設等も、こういった事業で考えられないのかですね、ちょっとお尋ねなんんですけど。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

西原議員の御質問にお答えいたします。

まず、基本的にこの事業というのは、ソフト事業でございます。ですから、そういう条件整備等というのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略づくりにつきましても、ソフト事業が原則となっておりますので、今のところはちょっとできないかと思っております。

○武富 久議長

ほかに。8番古賀君。

○古賀 戻議員

地方創生、一般質問もいたしましたけれども、ソフト事業ですよね、もちろんそうですが、空き家を活用した子育て支援事業、空き家と仕事云々、2番、3番あります。全ては結果が物を言うわけでございますが、私はこれも総務企画課長、ソフト事業と言われましたけれど

も、何か地方創生で一般質問した者としては、若干食い違うかわからんけれども、結果が物を言うわけですので、これだけの金を投入してどうなるのかなと。炭住あたりの空き家を、あるいはあの辺の上小田地区の空き家をどの程度どういうふうにするのか。言うは易し行うはがたしだと思うんですが、私はそういうふうにするよりも、6番の地域消費喚起あるいは生活支援、あるいは7番のかえる商品券、この辺にもっと力を入れるべきではないかと。2番、3番の空き家云々よりも。そういう気が、もちろん結果が物を言いますので、そういう気がいたしておりますが、この辺を含めて総括的に町長、説明をしていただければと思いますが。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今回の事業は、年度末になって急に国の緊急経済対策という形でやってきたわけです。そういう中で、ソフト事業に使いなさいというようなことで指定をされているわけですね。なかなかソフト事業、何をやるかというのは、それも時間もなかったですね。もう本当に1週間ぐらいの中に答えを出さなくちゃいけないと。そして県と協議をし、国の了解を得るというようなことで、大変苦労を職員もして、いろいろ仕事を見つけて、こういうふうなものをやりたいと。特に空き家、空き店舗等についても、これはソフト事業でこういうふうに宣伝をして、本当の空き家バンクとか空き家の再生とか、当初予算の中に入っている分でそういうふうなものをやりながら、そしてそれを今回の予算で宣伝をしていくという形で思っておりますので、その辺はこの予算で改築とかなんとかまではできませんので、改築とかなんとかは一般会計の当初予算の中でやっていきたいと思いますので、その辺、御理解をお願いいたしたいと思います。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

主要事業の中の4ページ、5ページ、6ページあたりですけれども、私も昨年の12月議会で人口減少に伴うふるさとづくりということで一般質問させていただきましたけれども、今回、まち・ひと・しごと総合戦略の一環として、こういった事業をされるということで、私も大変喜ばしく思っておりますけれども、その中で、一応、6ページの地域人材組織育成事

業とありますけれども、この中で、事業内容が、仲間づくりスキルアップ……

○武富 久議長

大隈議員、議案は第22号やいけんが、追加のとけん。今あなたは何ば言いよつと。

○大隈敏弘議員

そいば言いよつとですよ。（発言する者あり）主要説明の中で言いよつとですよ。

○武富 久議長

済みません。

○大隈敏弘議員

議長、よかですか。

○武富 久議長

はい、どうぞ。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

そういう中で、地域ブラッシュアップ研修とありますけれども、ブラッシュアップ研修で、まず何か、まず1つですね。

そういう新たな仕事、いろいろ事業内容書いてありますけれども、これはどういった場所で研修とか、地域地域によって研修されるのかですね、特定の場所で研修されるのかですね、まずそこら辺を1点お伺いしたいと思いますけれども。このまち・ひと・しごと創生の中で、以前私も12月の議会の折に、新たに技術を習得するための研修とか、ああいったことも私たち一応提案したこともありますけれども、こういったことを含めた中でのまち・ひと・しごと創生なのかですね、そこら辺をまずお聞かせください。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

大隈議員の御質問にお答えいたします。

地域人材組織育成事業ということで、これは委託を考えております。委託先としては、まず、この趣旨は、そういう人材をつくっていくというふうなことで、人材の発掘から育成等をお願いできるような法人等があれば、そちらのほうに委託をして、人材発掘事業ということを行うものであります。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

人材育成ということであって、その技術的なものかどうかも含めた中での人災育成なのか、そこら辺ですかね、どうですか。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

ちょっとその具体的なところについては、そこまで私も検証しておりません。基本的には人材、組織の育成を図るために、そういうスキルを持っている法人のほうに委託をするというふうなことでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

それともう1点、4ページのトップセールスによる田舎ぐらしのイメージアップ事業とありますけれども、まず具体的に町長が、この中に書いてありますけど、地元食材の販路拡大とか、いろいろ地域の有利性を生かした安全・安心な町に対してPR活動されると思うんですけども、今後、野菜関係の市場あたりに行かれるものかですね。トップセールスの仕方はいろいろあるかと思いますけれども、今後どういったトップセールスの仕方を考えておられるか、そこら辺ちょっとまず町長にお伺いしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

私も東京に出向きました、職員や、そしてまたいろいろな企業の団体の方々と一緒に行きまして、江北町の農産物であり、企業の品物であり、そういうふうなものを宣伝してくると。そして江北とのつながりをつくっていただいて、江北の農産物や企業の反映につながっていけばというふうな形で東京でPRをするわけです。そういう中で、いわゆる江北町の空き家のこととか、そういうふうなことあたりもずっと逐次宣伝をしてまいりまして、江北町は地理的に恵まれているけれども、空き家がたくさんあるので、この辺の空き家を利用して生活をしてみませんかというようなことあたりと、企業の繁栄のために企業の方とも一緒に東京

に行くというようなことでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、町長が言われる、大体東京あたりに出向かれて、トップセールスするという話を今さ
れていましたけれども、私は東京だけと限定しなくて、やっぱり関西あたりも、関西にも江
北の方もかなりおられると思いますので、そこら辺も東京限定だけじゃなくて、関西あたり
もPRにぜひ行っていただいて、私が一番言いたいのは、今これだけ生産品目がかなり低下
しているんですよね、価格面で。私ども市場あたりも今、3月、部会の会長あたりが市場関
係に挨拶に回って、とにかく売り込みをかけているとですよ、部会としても。とにかく町長
はそういったトップセールスをしていただくということは、私はありがたく思っております。
ぜひとも市場あたりにも行っていただいて、町長が行ってもらったらまた元気づくかもわ
かりません。私も一緒に来てくれと言われば私も一緒に行きますけれども、そういったこと
で市場のほうにも出向いていただいて、PR活動をぜひお願いしたいと思います。とにかく
江北町の農産物をいかに有利に売り込むかというのは、もう大規模の量販店なり市場しかな
いと思います。そこら辺を今後どっちみち出向いて行かれるんだったら、そこら辺を目標を
立てて、ぜひともPR活動に努力していただきたいと思います。

それともう1点、私さっきわかりませんでしたけれども、プラッシュアップ研修で、これ
何ですか、ひとつお願いします。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

申しわけありません。私、今ちょっと認識しておりませんので、後で報告をいたしたいと
思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

市場等にも出向いてというようなことでございますけれども、今回計画しているのは、大
体東京方面に2回というふうな形で計画をしております。そういう中で、1回関西に行くと

さ
江
り
下
開
長
す。
か
と
く
な
を
れ
ヒ
ト
二

いうことは検討をしてみたいとは思います。しかしながら、いろいろな市場、大田市場とかなんとかですね、そういうところに行くにしても、江北町だけの宣伝というふうな形にはなかなかならないと思うんですね。この間も知事と金原組合長が行って新聞に載っていたようですけれども、その辺は町も農協あたりと話し合いをしながら、そういう機会があれば、一緒にでも行きたいと思いますけれども、今のところ、今回は東京方面に行って、いろいろな江北町の宣伝と企業の宣伝、農産物の宣伝、空き家の状況、そういうふうなものを宣伝しながらやっていきたいと。そして2回のうち1回関西に行けるようであれば、ちょっと検討をしてみたいと思います。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

これは全般的というか、関連になるんですけども、今回、これきょういただいたわけですよね。きょういただいたて、なかなか審査する時間もありません。例えば、空き家関係は当初予算にもいっぱい載っていますので、できれば関連で質問をさせてもらうような形でよろしいでしょうか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

それはもう後でまた当初予算のときも質問されてもいいと思います。（「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

追加議案の中で、かえる商品券発行についてお尋ねいたします。

町長の提案理由の中の7番目に、かえる商品券發行事業というのがあります。2,200万円。これはもう例年やられておられるわけですけど、昨年あるいは一昨年の経過を見ておりますと、発売してすぐ完売と。二、三日して完売しましたというふうなことあります。これが広く町民に行き渡ったのかどうかということがあります。特定の人が買い占めじゃないですけれども、そういうふうにしておりはせんかなというふうなこともあります。今後、そういう

ふうなことがないように、やはり一番最初これあったときは、かなりの周知期間があり、ほかの人もずっと行き渡ったような気もしました。私も最初のころは買えましたけど、ここ二、三年、あつという間に売り切れて、そして終わりましたということあります。その要因がどういうふうな形で二、三日で売り切れたのか。広く町民に行き渡っていないんではないかというふうなことを危惧しますけど、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

かかる商品券につきましては、この件については、恐らくどこの市町村も今回やるような感じを聞いております。今回の追加予算の中で、これが一番やりやすかったわけですね。ほかはもう何をソフト事業でやるかというので、どこの町も苦労しているようですけれども、そしてそういう中で、今回、日ごろは町の予算として300万円しかつけていないわけですね。今回は2,200万円ついているわけとして、大体7倍ぐらいついているわけですね。そういう中で、よその町は1割じゃなくて2割つけるところもあります。江北はどうしようかと思いました。しかしながら、ことしだけの補助ですので、一回2割にしちゃうと、また明くる年もというふうなこともありますし、そういうふうなことを考えたときに、1割を広く町民の方に使っていただこうということで、今回、日ごろの7倍近い予算が、10%増しの商品券が買えるというふうになります。

ここ何年かすぐ売り切れるということですけれども、一時期、10セットまでいいというふうなことで、すぐ売れたような感じもいたしております、昨年は5セットまでというふうなことを言われていたようでございまして、昨年は何日かは残っていたようでございますので、ことしは7倍ありますので、結構、町民の方に広く行き渡るんじゃないかなと思っているところでございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

数がふえたから余計行き渡るということもあるでしょうけれども、商工会が指導されていると思います。その辺、商工会ともう少し方法について検討をされていいんじゃないかなと思います。10セットを5セットに変えたというものの、もっと販売箇所をふやすとか、町民

が気軽に手に受け入れられるというふうな形をとっていただきたいと思います。あとPR活動も商工会と十分打ち合わせしながら、周知期間を十分とっていただきいて、広く町民に行き渡るようにしていただきたいと思います。答弁要りません。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

緊急経済対策ということで、この中身については、きょう私たちも初めて知るわけですけど、こういうことがこれまで何度も何度かあっておりますけどですね、私は1つは、こういう情報を早目に議会に出してもらって、私たちの意見も反映できるような、そういうものに1つはしてほしいと。私は一般質問の中で、住宅リフォーム助成制度もできるよという形で質問をしました。これもう間に合わないわけですよね。だから、そういう意味で、この予算要求というんでしょうか、計画書を早急に出さなければならなかつたということは私も知っていました。しかし、一定の時間はあるわけですので、議会にもちゃんと言うて、何かいい知恵はないかというのをしてほしいということを今後の問題としてお願いをしたいと思います。

それと、もう1点は、この交付金の金額が4,746万円ですけれども、これは金額については、どういう基準でこういうふうになったのかですね。町が出した予算は全部それ認めてもらえるのかですね。一つの枠があったと思います。その枠が幾ら、どういうふうになっていたのかですね。基準がどうなっていたかということですけど。

もう1点は、かかる商品券発行事業2,200万円というのは、今までの7倍ということありますけれども、私は先ほどの町長の答弁では、1割やったですね。御承知のように、消費税が8%になっております。これまでとは利便性というんでしょうか、それは随分低くなっていると思います。私は2割ぐらいにこの率をすべきじゃないか。これはまだ決められていないと思いますので、そういう形で2割の還元をして、広く薄くじやなくて、今の経済情勢に応じて8%の消費税を超えるような形で、2割にすべきじゃないかというふうに思います。そういうふうにしてほしいと思います。

以上3点。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

最後の2割がいいのか、1割がいいのかということで、我々も検討いたしました。よその町は、余りこういうふうなことを前からやっていないわけですね。急にこういうふうなもののが来たものだから、2割にしようかとか、そういうふうな形でやられている向きがたくさんあるようです。しかし、江北町も何年とやってきましたので、一遍、2割にしてしまうと、来年も再来年もずっと2割にしなくちゃいけないというふうなこともありますて、やはりこれは1割を広く町民に利用していただいたほうがいいのではないかという形で考えたところでございました。そういうことで、しかしながら、例えば、1割多く利子がつくというふうなことはまずありませんので、これはもう本当に1割多く買い物ができるということは大変いいことではないかということで、広く町民の方に行き渡るようにという形で、今回も1割ということを考えているところでございます。

それから、本当に急に来たわけですね。そしてこれも県の了解を得ながら、これでいいのかどうなのかという打ち合わせをしながらずっとやっていくわけです。そういう中で、今回、議員の皆さん方に前もってということも言われますけれども、議員の皆さん方からは毎年といいますか、毎回のように一般質問やいろんな形で要望等が来ているわけです。そういう中を勘案しながら、町が執行部として検討して、皆さんにお願いをするわけで、今回は特に間に合わなかつたというのも大きな原因ですけれども、一応、町としても検討して、こういうふうな結果になっているわけでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

交付の基準につきましては、人口でございます。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

緊急だからですねというのは、それはわかりますけど、ただ、意見はあるということで、議会にも諮ってもらうということが、正式じゃなくて、こういうあれがありますよと。そしたら、いろいろ我々も知恵がありますからですね、知恵がないというふうに今、町長の答弁はですね。一般質問とまた違うんですよ、緊急の課題ですからですね。こういうのがある

で、我々も検討いたしましたかというのを、やっぱりできますからですね。そういうのは今後もあらかじめ期日つけですね。急にこういうふていると思いますからね。しかし、こういうのがあるよということは言ってほしいな形でやられている向きが質問とまた違うと思います。

なので、一遍、2割にしてし、基準については人口比ということでしたね。1人当たり幾らということですか。ふうなこともあります、ことなのかどうか。それちょっともう一回聞きたいと思います。

ではないかという形で考え、1割じゃなくて2割という話をした私の根拠は、消費税が8%になりましたよ、1割多く利子がつくと近い消費税が取られるわけですよね。だから、その分考えたら、これまでと状況が買い物ができるというこすですから、2割に私はすべきだと思います。それは今回限りですよと町民に言えるようにという形で、今度であって、前回もというふうにはならないと思います。本当はずっと続けるなら、

割にしても私はいいと思うんですけれどもね、利便性があるわけですから。ぜひそう理解を得ながら、これで、1割にするか、2割にするかというのは、議会の議決は必要ないわけでしょう。わけです。そういう中で、町長の判断で2割に私はすべきだというふうに求めたいと思います。

、議員の皆さん方からは 久議長

来ているわけです。そう答弁。

ハをするわけで、(田中源一)

一応、町としても検討言わるとおり、家の再生にしても、この消費税といいますか、この商品券にしても、御理解のほどをお測り議員からもいろいろ意見があったわけですけれども、そういう中で、町として家の事についても一般質問等でいつも言われているわけですね。そういうこととか、今回の税のアップというふうなことで、1割を2割にしたらどうかということですけれども、をずっと続けていくということは、やはり不可能ではないかと思います。そういうことよりも、何かほかの形で町民への福祉の向上等に充てたほうがいいのではないかと思って、長く続けるためには、1割をやっていったほうが今後もつながっていくのではないかということで結論を出したわけでして、議員が何も知恵がないとか、そういうふうな意言ったわけではありませんし、こういうふうに緊急なときには、やはりこちらのほうでの皆さん方の御意見等を参考にしながら、町としても検討しているというところでござ見はあるということです。

れがありますよと。富 久議長

うふうに今、町長の人口の積算の仕方を。田中総務企画課長。

ね。こういうのが総務企画課長(田中盛方)

ちょっと私が手持ち資料をここに準備をしておりませんので、国の全体の額がたしか4,200億円程度だったと思います。そういうことで、人口的にすれば、うちが4,500万円というふうなことで、大体人口割ということで合うのかなと思います。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

いろいろ町長言わされたから、私の質問の趣旨は、今のいわゆる消費税の話ですたいね、8%増でされたと。そして、これは一回限りですよね、この予算はね。ずっとするわけじゃないんです。そして2,000万円という商品券の予算がついたわけですよね。大胆に2割になると。これは今回限りだということで、それが町民にとっても非常に期待の持てる効果だというふうに思います。

それで、先ほど町長は住宅リフォームのお話をちょっとされましたけれども、これについては町長の答弁は私の質問に対しては、ちょっとそれはできないんじゃないかなというふうな答弁でしたよね。私はできるというふうに言いました。だから、最初からそういうことで言うと、もう町長の頭にはそれはなかったということですよね。対象にならないという理解だったら、最初からそれは外れます。それはしかし政府の答弁では、できるというふうになっているんですよ。それをもう一度調べてみてください。それはもう予算決まっていますからね、今さらどうのこうのとは言いませんけど、とにかく最後の私の結論は、商品券は2割が一番いいんじゃないかなということをお願いして終わります。

○武富 久議長

わかりました。（「済みません、関連です」と呼ぶ者あり）5番池田君。

○池田和幸議員

私も商工会の役員をしていますこともありまして、ここに商工会が実施すると書いてあります。ぜひこの辺は町長も商工会と、今、2割で「はい」と言うわけにはいかないと思いますので、ぜひ商工会ともですね、今まで商工会、ずっと1割でしているわけですね。それをいきなり2割に変えるとなると、やっぱりそういうことも勘案して、ぜひそれは検討の中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○武富 久議長

しか4,200
)というふ
たいね、
わけじや
2割にす
め果だと
について
ふうな
とで言
う理解
ふうに
います
券は2
あり
いま
れを
中に

8番古賀君。

○古賀 成議員

これは政府の平成26年度の緊急経済対策地域住民生活等緊急支援の交付金ですよね。そういうことで、急遽、県、市町に求められて、執行部も大変だっただろうと思います。しかもまた、地方創生の先行型と、しかもソフトというふうなことで、さっき誰かが議会に求めて議論すべき、そんな暇はあるわけないじゃないですか。そういうことをする必要ない。だからこそ今、議案第25号の一般会計補正予算で出ているわけですから。だから、とにかく大変だっただろうと思います。これは一生懸命アイデアを出して県、国に報告された項目、7項目だろうと思います。大変御苦労さまでございましたと言いたいところですが、先ほど私、2番、3番空き家云々ですね、これについて、6番の地域消費喚起・生活支援、あるいは7番のかえる商品券のほうに全て結果が物を言いますので、空き家云々の2番、3番よりもそつちにということで、町長にちょっとさっき言いましたけれども、町長、答弁されなかつたんですけれども、それはそれで置いておりましたが、今、せっかくこの議案第25号であれされていますので、この2番、3番の空き家活用した子育て支援、空き家仕事云々を、6番あるいは商品券、こちらのほうに、もうこれは県、国に報告されていると思うんですけど、こちらに力を入れるということはできないんですか、いかがでしょうかね。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

この緊急経済対策は大きく2つ分かれております。1つが地方創生先行型、それともう1つが地域消費喚起型ということで、かえる商品券については地域消費喚起型の分を全てこれに使っているところでございます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時50分。

午前11時39分 休憩

午前11時50分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

先ほど審議の中に、大隈議員の質問に対し、総務企画課長より説明があるそうでございま
すので、報告を求めます。田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

先ほど大隈議員の御質問の中で、ブラッシュアップとは何ぞやというふうなことでありま
した。これにつきましては、スキルアップ、ブラッシュアップ研修ということで、自分が
培った技術を相手に、またほかの人に還元するというのが、このブラッシュアップという言
葉だそうです。

○武富 久議長

いいですか。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長よ
り報告をさせます。武富局長。

○議会事務局長（武福利夫）

それでは、御報告いたします。

平成27年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7
号

議案第12号の歳入全部と歳出のうち 款1議会費 款2総務費 款3民生費 款4衛生費
のうち項1保健衛生費の目1保健衛生総務費、目2予防費 款9消防費 款10教育費 款12
公債費

議案第22号

以上でございます。

産業常任委員会付託分

ることに決しました。議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号

議案第12号歳出のうち 款4衛生費のうち項1保健衛生費の目3環境衛生費、項2清掃費

款6農林水産業費 款8土木費

議案第13号 議案第14号 議案第15号

以上です。

予算特別委員会付託分

があるそうでござい議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号

以上、報告いたします。

武富 久議長

うふうなことであり以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議
ということで、自分りませんか。

ツシュアップという (「異議なし」と呼ぶ者あり)

武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

りましたので、局長、本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前11時53分 散会

議案第6号 議案第

民生費 款4衛生費

款10教育費 款1